

第7回関市自治基本条例策定審議会 会議録

- 1 日 時 平成25年6月26日(水)  
開会 午後7時00分 閉会 午後9時06分
- 2 場 所 関市役所6階 大会議室
- 3 出席委員 (◎会長、○副会長)
- |      |       |                |
|------|-------|----------------|
| 1号委員 | 阪野 貢  | 公募委員           |
|      | 後藤律而  | 公募委員           |
|      | 高村明宏  | 公募委員           |
|      | 亀井 専  | 公募委員           |
|      | 梅田洋子  | 公募委員           |
|      | 濱岸利夫  | 公募委員           |
|      | 黒田 勉  | 公募委員           |
|      | 薫田文悟  | 公募委員           |
|      | 安田光昭  | 公募委員           |
|      | 野澤敬子  | 公募委員           |
|      | 佐藤孝洋  | 公募委員           |
|      | 杉山健二  | 公募委員           |
|      | 西澤達也  | 公募委員           |
|      | 澤井三男  | 公募委員           |
| 2号委員 | ○山中一義 | 関市自治会連合会会長     |
|      | 石井和典  | 関市老人クラブ連合会会長   |
|      | 長屋政明  | 関市社会福祉協議会副会長   |
|      | 栗倉元臣  | 関商工会議所副会頭      |
|      | 浅野欽一郎 | 関市まちづくり協議会会長   |
|      | 清水宗夫  | 関市青少年健全育成協議会会長 |
|      | 高井奈津子 | 関市地域情勢の会連合会副会長 |
|      | 杉山ミサ子 | 関市NPO連絡会会員     |
| 3号委員 | ◎鈴木 誠 | 愛知大学地域政策学部教授   |
|      | 土屋康夫  | 元岐阜新聞論説委員      |
|      | 北村隆幸  | 関市市民活動センター事務局長 |
- 4 欠席委員 1号委員 吉田宰志 公募委員

		濱島純子	公募委員
		増井紘昭	公募委員
	2号委員	北村正敏	岐阜県関刃物産業連合会会長
		杉浦康弘	(社) 関青年会議所理事長
5	その他の出席	事務局	
		桜田公明	市民協働課長
		森川哲也	市民協働課主幹
		相宮 定	市民協働課課長補佐
		中村亜由美	市民協働課主任主査

## 6 議事

(開会 午後7時00分)

会長

### 1 会長あいさつ

みなさんこんばんは。本日で関市自治基本条例の策定に向けた審議会も第7回となりました。今日はお手元の次第の中にありますように主な議題は、情報の共有、それから参画・協働という2つがテーマになっております。これまでと同様に、項目の主な課題、これは一般論ですが他の自治体で検討された内容を踏まえて、こういうことが論点になっているということで参考事例としてあくまで紹介しておりますので、関市ではどうだろうかということをお手元の立場を踏まえてご議論いただければと思います。この後、また3つのグループに分かれまして皆様方一人ひとりから論点を出し合ってください。決して結論を出す場ではありません。あくまでも皆様のご経験を踏まえて意見を述べていただきますようお願いいたします。ここでの意見は条例策定に役立つものであることをご理解いただき意見をお出しくださいようお願いいたします。それから、これは後で紹介させていただきますけれども、今年の4月1日に愛知県の新城市で新城市自治基本条例が施行されました。この内容がちょうど今日の参画・協働、情報の共有という観点に沿っていたということがありまして、理由を説明して私が新城市からいただいてまいりました。これについては、また後から皆様にご紹介させていただきます。合わせて地元の新聞もご紹介させていただきました。それでは、限られた時間の中ではありますが、本日も積極的な意見交換を進めていただきたいと思います。

## 2 条項について

事務局

皆さんのお手元に前回の会議録を配布させていただいています。訂正がなければ一週間後にまたホームページにアップしたいと思います。またお手元にグループの名簿が配布してあります。このあとグループに分かれて協議をお願いいたします。なお、本日配布の資料の内容については、必要に応じて各グループの協議の中でご説明させていただきます。

会長

それでは、グループ A、B、C に分かれて今日のテーマについて審議いただきたいと思います。

### グループ討議

## 3 発表、意見交換

会長

それでは、ただいまから主な論点について紹介いただきたいと思います。グループの司会進行役の方から紹介いただきますが、その他委員の皆さんの中で不足、追加することがあればご紹介いただきたいと思います。

委員

### (Aグループ)

それでは、Aグループから出た意見を発表させていただきます。まず情報の共有と公開についての考え方なのですが、基本的には公開できるものは全部公開した方がよいという話と逆にそれをすることによっていろんな支障が出てくる可能性があるのでは、ある程度コントロールしなければならないという意見が出ていました。ただ、その中でお話があったのは、例えば情報の機密性と言われても、ここの言葉は公開されているのではないかという場合がある。そして、完全性という点で、情報が最新であるとか、それからアクセス性、要求した時にどの範囲でどのような情報がとれるのか、それは今後どのように使いやすい形にしていくのかという考え方が必要になってくるのではないかという意見が出てきました。そして、最初の部分で市民がどこまで意識を持っているのかという部分が微妙であって、そういう意識が持てるような、ある啓発というか、教育というか、学習というか、そのようなシステムが必要になってきている。また、お任せばかりで行政とか議会がやってくれたらいいやみたいなかたちから、スタイルを変えていく、良くしていこうとする意識を持てる人もいるという表現をしていくということが一つのポイントになる。その中でもシステムづくりが必要であるという意見が出ました。そ

れから言葉の言い方なのですが、3 ページの情報共有のマル3 のところで、情報を受けられるように努めることとありますが、どのあたりのレベルで要求するのか、こうあってほしい、あるべきでしょうといった理念的な部分でもっと強くいった方がいいのではないかとか、あまりきつくしすぎて後から下方修正するようなことがあるのであれば、やわらかいところから順番に意識を高めていって、バージョンアップしていくというやり方もある。それから個人情報については、概ねいいと思いますが、グループの中での議論では、プライバシーというものを守る側面と災害時に地域の中でどんな方がどのように住んでいるのかということが、必要とする時に必要な情報が保護されることによってなかなか取得できない。これを全体に関して言えば、どこのあたりで線を引くかということになる。集まった情報を管理する責任というものをきちんと明確にする必要がある。どうしても必要な情報もありますし、ないと困る情報もある傍ら、変なところで外にバーンと出てしまうと、また逆の意味もあってコントロールするひとつの基準みたいなものが、文章にする、しないは別にして、きちんとした共通認識のもとで必要になってくるといった意見が出ました。これは議会のところにも関わってきますが、議員さんが選挙によって選ばれる中で、具体的にこの方はこういう考え方を持っていると、こういう判断をされるといった情報が集まりにくく、選挙の時に名前が連呼されているとか、知っているから、という感じで投票の判断をされることがある。もう少しどのような考えであるとか、そういったものが見えるようなかたちでやっていくべきで、先ほどお話ししたように一般の方は、こういう問題意識を共有したりだとか、認識をまた新たにしたりだとか、意識を上げていくためには、そのような情報は必要であるという話が出ました。全体的には、市民が参画するとか、協働するとかということにおいて、われわれ市民ももっと勉強しなければならない。逆に勉強して成長できるチャンスを保障されるということを経験の中できちんと明記されることが望ましいし、方法論としては、理念なので、こういうまちであってほしいということを経験をバーンと上げて、ある程度市民のみんなも覚悟しましょうよといった呼びかけ、アプローチの方法がある。それから、一度市民の方に浸透できるように徐々にバージョンアップしていく手法もある。細かいことはいろいろあるのですが、これは資料の方で確認してください。

会長

A グループの委員さんで何か意見の追加はございませんか。それでは B グループの発表をお願いします。

## (Bグループ)

はじめに、情報共有、情報公開のところに関しましては、例の 3 にありますように市民が容易にとありますが、市民が情報を請求するということが難しいので、取りやすい仕組みであってほしい。また、情報の提供を受けられるように努めることとありますが、たいていの人は休みの日でないと対応することは難しいので、そのようなことに対しても積極的に対応してもらえるように努めてほしい。もう一つは、条例の中で情報は市民との共有財産であるということも位置づけてほしい。そして市の附属機関、関連機関も同様の扱いを受けるとすることも明記するべきという意見が出ました。それから権利と義務ということではないですが、市政に関する情報の提供ということを目指すのであれば、市民の方としても、きちんと情報を提供することを明記するべきであるという意見が出ました。そして個人情報の保護に関しましては、どこまで個人情報の保護に含めるのか、独居老人の問題や緊急性が高い場合は、個人情報の保護があるとは言え、使っていくべきであるという議論がありました。項目の名称も個人情報の保護だけではなくて、個人情報の保護と積極的な活用にしてはどうかという意見も出ました。そして例の文章の中で守秘義務ということが出てこないで、守秘義務を守るということを含めてはどうかという意見がでました。そして 5 ページの市民参画の原則と仕組みに関しましては、この例示の中では、いわゆる PLAN と DO、計画と実施の中にしか市民参画を取り入れていないので、PLAN、DO、CHECK、ACTION のすべての部分で市民が参画できるという項目を入れてほしい。そして、なるべく早い時期に市民参画を呼び掛けることは重要なことですが、なるべくという表現は非常にあいまいなので、市民参画がしやすくなるようなルールを分かりやすくつくるべきであり、そして市民参画を担保できるようにしてほしいという意見が出ました。また、市は軽易なものから市民に参画を呼び掛けるべきであり、例えば講演会のゲストを決めることに関しても市は市民が参画できる機会を設けるべきであるという意見が出ました。そして市民が積極的に意見を提起できるような提案制度のようなものを作っていきべきではないかという意見が出ました。そして、先ほどの市民参画と協働の原則の両方を合わせまして、基本理念のところであっていることなので、この項目はあえていらんんじゃないかという意見が出ました。最後に説明責任のところでは、例の 2 ですが、速やかに誠実に応答することと書いてありますが、普段は誠実ではないという意見が出ました。誠実という言葉は大事なのでしっかり明示していただきたいという意見もありました。そして応答という

言い方も少しあいまいではないかという意見が出まして、回答という言葉の方が良いのではないかということでした。

会長

Bグループの他の委員の方で追加、補足の意見はございませんか。それではCグループに発表をお願いします。

委員

(Cグループ)

今回のテーマである情報の共有と参画・協働ということなのですが、市から提供していただいた資料に、この限りではありませんので、各グループで自由に考えていただき、意見交換してくださいとありますので、項目を超えた広い議論をさせていただきました。まず、情報ということの捉え方ですが、いままでは行政が発する公的な情報とプライバシーに関する個人的な情報に分けてとらえがちだったのですが、市民が持っている情報も公的な情報だととらえるべきではないか、さらに市民が持っている情報というのは、災害時にどのようにしたら対処できるのだとか、あそこの山はこのくらいの雨が降ったら崩れやすいとか、昔からある生活の知恵のようなものも情報ととらえて共有して公開するべきではないか、むしろするべきだという意見が出ました。その中で市民の持っている公的な情報は、行政に届いているのか、いないのか市民レベルでは確認できないので、そのようなことが分かるようなシステムや仕組みをつくってほしいという意見が出ました。そして協働の原則にも関わってくるのですが、そういった意見や情報が吸い上げられてきますが、その意見がフィードバックされるような仕組み必要であるという意見が出ました。それから個人情報については、やはり保護さるべきものであり、基本的人権を守るという点において守られなければならないと思います。しかし、最近の傾向として、これは個人情報ですということで保護されてしまいますが、その結果もっと早く情報がもらえれば何とかなっただいたいな危険、危機的な状況においてどうなんだという問題もあり言い切れないという意見もありました。

協働の原則と仕組みと説明責任ですが、どのようにしたら市民参画ができるかということで、協働とはどうしても行政と市民とをとらえるけれども、そうではなくて、その地域、地域のいろんな取組みもきちんと参画としてとらえるべきではないかという意見が出ました。行政が用意して、そこに皆さんが参画してくださいというようなことでは、行政の手足になってしまうのではないかと、むしろ参画ということであれば、意見を提案していくということから市民が参画していくということが大事

であるという意見がありました。特に私たちのグループの中では、地域の活動に熱心に取り組んでくださる方がいらっしゃって、その事例を話していただいたのですが非常に印象的なことは、一人ひとりが地域の中で生かされて、必ず意見を言い合って、みんなが楽しい生活を送れるということが大事であるという話がありました。最後に、説明責任については、やはり行政は取り組んでいかなければならないことで、今までは一方通行であったので、これからは双方向にきちんとしていくべきだという意見が出ました。

会長

それでは、Cグループの委員の皆さん追加のご意見がありましたら紹介してください。それでは、A、B、Cどのグループの委員さんでも結構です。ここで披露しておきたいというご意見がございましたらいかがでしょうか。皆さんからいただいたご意見はそれぞれグループで記録をとっていますので、まとめていただいた皆さんの意見を踏まえて条例案を作成したいと思っています。

それでは冒頭簡単でしたが紹介しました資料について説明させていただきます。お配りした青い資料の方ですが、新聞の方はお読みいただければと思いますが、これは愛知県新城市の広報紙の特集号で、春に出たものです。この広報全部が自治基本条例の内容を紹介しているというものです。4月1日をもって自治基本条例が施行されたのですが、見開き3ページのところをご覧ください。ここに自治って何、自治ってどういうことなのと紹介されていますが、自治とはまちづくりのこと、まちづくりとは住みやすいまちにするために行動することなのだけれども、それは一人でもできることについて、一人でも取り組むことが不特定多数の人たちに成果が還元されていく、その喜びが伝わっていくものであり、自分が取り組むことで周りの人たちに喜んでもらえる、あるいは気づきを持ってもらえるような、そんな取組みのことをまちづくりと言います。そしてもう一つ大事なことは、一人でもできることはやるのだけれど、そのことに気づきを持ってくれた人、関心を持ってくれた人など仲間と一緒に力を合わせて住みやすいまちをつくっていくことです。これまで知らなかったような人たちとも顔を合わせて、多くの人たちと幅広い議論を展開していくことです。住みやすいまちをつくっていくその場として市政への参加というものがあるのだということを紹介しています。市民主役の原則という言葉が一番下に出ています。ここに書いてあるように、一人はみんなのために、そして大事なところは次ですが、みんなは一人のためにというようにして、人は一人で生きていくことは

できても、決して人らしい満足できる生活をしていくことはなかなか難しい状況にある。人として満足いく暮らし、希望を持って暮らしていくうえでもみんなが協力し合って、その人個人の生き方を支えたり、あるいはその人が生きていくうえで必要な環境をその人と一緒になって力を合わせてつくっていくということは市民主権だとか参画・協働ということに関わってきます。一人でもできることやみんなで力を合わせるためにも判断に必要な市政に関する情報というものを行政は積極的に市民に提供をしていく必要がある、また責任があるということです。次のページをご覧ください。今日は情報のところを議論したわけですが、あわせて参画・協働にも関わってくるのですが、5ページのみんなでまちづくりというところに関わってくると思いました。次のページのところに条文が書いてあるのですけれども、その14条とか、15条、16条、17条、18条とあるのですが、今日の皆さんお話し合いに関係しているのは、具体的な方法については次回に話し合いをいたしますが、その前提としての考え方に関係しています。みんなで力を合わせてと書いてありますが、私たちも議会や市民の人たちと一緒にまちづくりができるのだと女の子が言っています。そして、れいちゃんや、れいちゃんの家族、友達、お隣さんが議会や市長、市職員と協力してと書いてあります。つまり市民個人の参加をととても大事にする。そして市民個人に対する情報の提供をまず保障するという大前提をここでうたっています。これは特別な人ではなく、市民であれば誰でも市をより良くしていくために知ることができるとしています。もちろんその条文もプライバシーに関することについては、きちんと適正に管理するということが前提であることは言うまでもありません。その14条の下に書いてあることですが、市は多くの市民がまちづくりに参加できるように多様な参加の機会を設けますというように書いてあります。実は私たちの次回の会議の時には、この市民参画、協働というものをどのような場面で保障していくのかということを議論していくこととなります。新城の一つの特徴は市民まちづくり集会というものが条文の中に設けられています。まちづくりの担い手である市民、議会、行政がともに力を合わせてより良い地域を創造していくことを目指している。また意見を交換し情報及び意識の共有を図るため、市民、議会、行政の三者が一堂に会する集会としてまちづくり集会を設ける。市長は特別な事情がない限り年に1回以上、参画まちづくりの定義のところ、市民まちづくり集会を開催しなければならないということが書いてあります。その辺の詳しいことは次に書いてあります。7ページのところの第6章の3段のしくみというところ、市民まちづくり集会と



いうところにそのような文言が入っています。ここに市長は、1回以上は必ずやらなければならないとありますが、それ以外にも市民自らがこのような市民まちづくり集会を開催することを請求することが保障されています。そして議会も市民とは別にまちづくり集会の開催を請求することができます。ただし、開催することができてもそれは三者が一体となって話し合いをするという場なので、そのために3者が等しい情報を持つるようにするということが、市の責任としてあります。そして、ここは何かを決定する場ではなくて、あくまでも必要な情報、意識を共有して論点を明確にしあって、そしてまちづくりに対する市民の判断、行政の判断、議会の判断が正しく行われるように、必要な論点をみんなで共有する場としています。あくまでも決定権は議会にあることは、皆さんも承知していることと思いますが当然のことです。7ページのところの第15条の5項、市民まちづくり集会の実施に関し必要なことは別に定めると書いてあります。これは要綱によって市民まちづくり集会の設け方を規定しています。ここでは、今年からはじまったばかりですが、一応要綱によって市民まちづくり集会の実行委員会というものが設けられまして、広く公募の人たち、そして条例策定に関わった皆さんのような委員の人たちで実行委員会をつくっています。あくまでも市が中心、主役となっています。そしてこの実行委員会は市民まちづくり集会の開催日、開催時間、開催場所、そして運営の方法などについて話し合いをして決めます。そして集会の情報はケーブルテレビなどですべてお伝えするという直接情報、間接情報がひろく伝わるように努力をするということが決められています。このようにして新城市は条文の中では情報の共有、意識の共有、さらには参画・参加に向けての考え方などまず重要なことを規定しています。また具体的な方法はまだまだ他にありますので、これは次回、ここで話し合いをした折に、ご紹介させていただきます。また、第8章の実効性の確保、つまり条例が市政運営条例と言っても市政運営に形式的なもので終わってしまわないように、きちんと運用されるように市民自治会議というものが条例に基づいて設けられました。市民自治会議も第1回目の会合を行いまして、その会議の会長を私がやることになったこともありまして、そのような仕組みがあるということ打ち合わせで紹介していこうということになりましたので本日お届けしたという次第です。そして第1回市民まちづくり集会が早速8月25日に開催されることになりまして、新庁舎の建設という最初からいろいろな意見が出てくることが予想されますが、先行自治体の例を紹介させていただきました。ぜひ皆さんにも見ていただけたら幸いに思います。それで

事務局

は、皆さんの方から追加で何かご意見ございますか。それでは事務局から次回について連絡をお願いします。

次回については、会議室の都合もありまして7月24日、水曜日、午後7時からこの会議室で開催したいと思います。なお、次の項目につきましては、審議会等への参加、住民投票、パブリックコメント、地域自治協議会、地域内分権とこのあたりまで行く予定です。地域委員会という言葉が出ていますが、このあたりは関市の実情も踏まえて、またご協議いただきたいと思いますので、そのように資料の方準備させていただきます。それでは、これをもちまして、第7回目関市自治基本条例策定審議会を終了したいと思います。

(閉会 午後9時06分)